

---

岩倉市立学校教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画  
(案)

---

令和 8 年 4 月

岩倉市教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	5

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

岩倉市教育委員会は、岩倉市教育振興基本計画の基本理念である「人がまちをつくり まちが人を育む ～学びあい つながり 響きあうまち いわくら～」の実現に向け、子ども・家庭・学校・地域・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、岩倉市の教育・生涯学習等に取り組んでいる。

教育に携わるすべての職員が心身ともに健康で、意欲と誇りをもって職務にあたる環境づくりを進めるための「学校における働き方改革」は、単に教職員の負担軽減のためではなく、子どもたち一人一人の学ぶ力を伸ばすために、教職員が教育の質の向上に専念できる時間的・心理的余裕を生み出すための改革である。

この計画は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」）に基づき、教職員の業務量管理及び健康確保を一体的に推進することを目的とする。

### (2) 岩倉市の現状

岩倉市（以下「本市」）では、平成 29 年 3 月に愛知県が教員の長時間労働の是正が喫緊の課題であることを示した「教員の多忙化解消プラン」に基づき、同年 9 月に「岩倉市小中学校教職員多忙化解消方針」を策定し、勤務実態の改善を進めてきた。令和元年 10 月には、平成 31 年 1 月の文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」制定を受けて、新たに「岩倉市小中学校教職員働き方改革基本方針」を策定した。また、令和 4 年 12 月に出された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受けて、令和 5 年 3 月に一部改訂を行った。さらに、令和 6 年 9 月には愛知県が「公立学校働き方改革ロードマップ」を公表し、「2026 年度末までに時間外在校等時間 45 時間超をゼロに」という目標を示したことから、本市においても令和 6 年度に文部科学省の「学校における働き方改革の推進に係る調査研究」事業の実証地域として時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間（11 月）の状況は以下のとおりである。

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
小学校	年平均(H/人)	-	-	-	28.1
	80H 超(11 月)	6.5%	1.4%	0%	0%
	45H 超(11 月)	44.6%	31.9%	13.5%	14.2%
中学校	年平均(H/人)	-	-	-	43.2
	80H 超(11 月)	24.4%	16.9%	13.1%	4.7%
	45H 超(11 月)	75.6%	65.8%	56.0%	40.0%

(R 3～R 5 年度の年平均 (H/人) については、データがないため「-」と表示)

時間外在校等時間は着実に減少してきているが、依然として、中学校を中心に 45 時間を超える教職員が多く、特に「部活動指導」「保護者対応」「校務分掌業務」において業務負担感が大きい。このため、教育委員会として、業務の精査・分担とともに、健康確保措置を強化し、持続可能な教育活動を実現する必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・令和 11 年度までに、すべての教職員の時間外在校等時間を月 45 時間以内とする。
- ・1 年間における、1 か月の時間外在校等時間の平均時間を、令和 9 年度においては月 30 時間台後半とし、令和 11 年度までに月 30 時間程度に削減する。

### (2) ワーク・ライフ・バランス及び働きがいに関する目標

- ・年次有給休暇の平均取得日数を年 14 日以上にする。
- ・全ての学校において、ストレスチェックの総合健康リスク値を 80 以下まで減少させる。  
(R 7 : 80 以下 4 / 7 校)
- ・教職員アンケートで仕事に対して「やりがいを感じる」に対する肯定回答率を 85%以上にする。
- ・教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3. 計画の期間

令和 8 年度から令和 11 年度までの 4 年間とする。

なお、年度ごとに実施状況を点検し、必要に応じて改訂する。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として以下の内容に取り組む。

### (1) 指針「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### ① 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守りの活動等（「3 分類」①関係）
  - ・スクールガードなどの地域学校協働活動を継続・充実させる。
  - ・小学校における教職員の勤務開始時刻前の朝の見守り体制について、教職員以外の担い手が責任をもって管理できる体制を検討する。
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応  
(「3 分類」②関係)
  - ・江南署管内生徒指導連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

- ・不審者の目撃情報があったり、近隣で交通事故が発生したりした際の登下校の見守りや防犯パトロールを警察に依頼する。
- 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
  - ・国による給食費無償化や他市町の状況などを注視しながら、公会計化や集金システムの電子化などを検討する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
  - ・各校への地域連携コーディネーターの配置継続と、令和8年度から統括地域学校協働活動推進員の業務内容を充実する。
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要望等の学校では困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・学校法務アドバイザーの配置を継続し、法的な見地から専門的なアドバイスを受けることで保護者対応等の諸問題の解決を支援する。
  - ・スクールソーシャルワーカー2名の配置を継続し、児童生徒や保護者等と学校、関係機関をつなぐことにより、いじめ・不登校・虐待などの諸問題の解決を支援する。
- 集団フッ化物洗口の見直し（「3分類」その他）
  - ・児童生徒の口腔衛生を目的とした集団フッ化物洗口については、健康保持増進に資する取組として評価しつつも、実施・管理に係る教職員の負担が大きいため、教職員が担うことを必ずしも要しない業務として整理する。今後は、地域歯科医師会や保健センター等との連携を通じて、学校外実施体制の構築を検討する。

## ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・学校に対する各種調査や提出物等の精選を図る。
  - ・校務支援システム等を活用して、学校と教育委員会間の情報共有や一元管理を図る。
  - ・学校関係者が出席する市主催会議の精選や少人数化を図る。
  - ・事務の共同実施のさらなる推進を図る。
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
  - ・保護者向けの連絡や配布物等の電子化を図るとともに、全校に共通する情報は教育委員会からの発信に努める。
  - ・事務職員や地域学校協働活動、PTAなどに、ウェブサイト作成への関与を促すとともに、教育委員会のウェブサイトで補完する。
- ICT機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ・ICT環境管理の業者委託、及びICT支援員の活用を継続する。
- 学校のプールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
  - ・小学校における水泳指導の民間委託を拡大する（令和8年度）。

- ・中学校のプール清掃や維持管理について、業者委託を検討していく。
- ・体育館と武道場に電子錠を設置し、学校開放において活用する（令和7年度以降）。

- 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・校舎（学校専用スペース）の開錠時刻は午前7時以降を、施錠時刻は午後6時30分までを原則とする。

- 児童生徒の休み時間等における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・地域学校協働活動における休み時間の見守りや、放課後子ども教室及び授業後の部活動の見守り等を推奨・支援する。

- 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・地域学校協働活動によるトイレなど校内清掃の継続や、清掃時間中の指導協力等について働きかける。

- 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動サポーターや部活動指導員の拡充を図る。
- ・部活動のための連絡アプリを順次導入し、活用する。
- ・休日部活動の地域展開を令和8年度中に陸上部、令和9年度中に柔道・サッカー及び条件の整った種目、令和10年度中に原則すべての種目で実現することを目指す。
- ・平日の部活動については、地域学校協働活動による見守りなどを活用して、教職員による指導を勤務時間内に収めるように努める。

### ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・授業や行事等の様々な教育活動において、保護者や地域住民、学生等のボランティア協力によって負担軽減を図ることが可能な場合は、積極的に協力依頼を進める。

- 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・自動採点ソフト（中学校）の活用を継続する。
- ・校務支援システムや生成AIを活用することにより、成績処理に係る事務負担を軽減する。

- 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・児童生徒作品展から美術展（小中学生の部）への転換継続や、少年消防クラブや交通少年団の活動、及び水生生物調査などの行事の行政主導を継続・拡大する。
- ・保護者や地域住民、学生等のボランティア協力などによる負担軽減を積極的に図る。

- 進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ・実務に即した校務支援ソフトのカスタマイズを業者とともに進める。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・特別支援教育支援員・医療的ケア看護職員の配置を継続・充実する。

- ・市の児童発達支援事業などを活用して、専門家との連携を図る。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 学校経営案に業務改善についての重点目標を明記するとともに、学校評価の項目として設定することで、改善の意識化を図る。
- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ タブレット端末やプロジェクターなどのICT機器を有効に活用し、授業準備や評価に要する負担軽減を図るとともに、授業の質的な充実を図る。
- ・ 勤務時間外の留守番電話対応を、午後5時30分から午前8時00分までを目途に、学校の実情に応じて設定する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 終業から次の始業まで11時間以上の休息が確保できるように取り組む。
- ・ 教職員にストレスチェック検査を実施し、実施後の集団分析の結果等も活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 全小中学校で8月10日から16日までの期間を学校閉校日とする。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、学校を通して教職員の時間外在校等時間の実態を把握して指導助言を行うとともに、毎年度、定例教育委員会及び総合教育会議において報告し、市ホームページで公表する。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックや教職員アンケートの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。